

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止()

土地改良区の役員就退任(四件)(農村整備課)

保安林の指定解除(森林保全課)

保安林の指定予定(二件)()

生産事業者の登録()

漁船損害等補償法による漁船保険契約に係る加入区の指定の変更(水産課)

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出()

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始(管理課)

土地収用法による審理の開始()

◇ 調 達 公 告 随意契約の相手方の決定(税務課)

告 示

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百三十九条の第三項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名 有限会社景山石油店 代表取締役 景山 厚	主たる事務所の所在地 日野郡日野町根雨一三七	指定取消年月日 平成十年四月二十日
---------------------------------------	---------------------------	----------------------

鳥取県告示第三百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(診療所及び薬局)

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまもと歯科医院		倉吉市東町三五一一一	平成十年四月十一日
医療法人山本外科内科医院		鳥取市末広温泉町二二五一一	平成十年五月一日
いわさわ医院		鳥取市若葉台南六丁目三一二六	平成十年五月十三日

こはま歯科医院	鳥取市宮長三三三	〃
いしかわ歯科	鳥取市千代水三丁目一	〃
有限会社武本薬局あげい店	倉吉市伊木二〇一四	平成十年四月一日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二一七	平成十年五月一日

(指定訪問看護事業者)

名 称	主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション の名称	訪問看護ステーション の所在地	指 定 年月日
社会福祉 法人 福生会	東伯郡三朝町 大字横手三九 六	社会福祉法人福生会訪 問看護ステーション み ささ	東伯郡三朝町大字横手 三九六	平成十 年五月 十三日

鳥取県告示第三百七十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
松島医院	岩美郡岩美町大字大谷三五八一二	平成十年四月十五日
医療法人大塩内科	鳥取市若桜町四九一八	平成十年四月十九日
古賀歯科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一	平成十年四月二十三日

山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町二二五一一	平成十年四月三十日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二一七	〃

鳥取県告示第三百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 監事 入澤 須賀雄 倉吉市耳六一六
- 〃 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
- 〃 山本 義高 倉吉市不入岡二三三八
- 〃 坂本 武男 倉吉市旭田町八七
- 平成十年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 監事 入澤 須賀雄 倉吉市耳六一六
- 〃 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
- 〃 山本 義高 倉吉市不入岡二三三八
- 〃 上田 新一 倉吉市河原町一六八九一
- 平成十年四月五日就任 任期三年

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり若し土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条
第十七項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山本 栄 倉吉市鴨河内一〇二七

〃 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一

〃 黒田 和正 倉吉市鴨河内一〇二七

〃 佐治 要 倉吉市鴨河内三八一一

〃 米田 收 倉吉市鴨河内一〇二〇

〃 米田 重年 倉吉市鴨河内三六二二三

〃 米田 健二 倉吉市鴨河内一〇〇八

監 事 馬西明徳 倉吉市鴨河内一〇五一二

〃 西村 進 倉吉市鴨河内四〇二一

〃 米田 紀男 倉吉市鴨河内一〇一四

平成十年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山本 栄 倉吉市鴨河内一〇二七

〃 米田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一

〃 黒田 和正 倉吉市鴨河内一〇二七

〃 佐治 要 倉吉市鴨河内三八一一

〃 米田 收 倉吉市鴨河内一〇二〇

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同
条第十七項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山根 淳 西伯郡淀江町大字富繁一三

〃 湊 秀雄 西伯郡淀江町大字西原四八九

〃 亀山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

〃 加藤 弘 西伯郡淀江町大字西原九九九

〃 吉岡 要二郎 西伯郡淀江町大字西原六一〇

〃 手島 欣一 西伯郡淀江町大字西原一〇五一一

〃 長谷川 彰一 西伯郡淀江町大字稲吉一四七一

〃 山根 哲朗 西伯郡淀江町大字稲吉八八

〃 西田 功 西伯郡淀江町大字小波六一五

〃 田中 巖 西伯郡淀江町大字福頼二九七

〃 松原 薫 西伯郡淀江町大字平岡四四

山根 友義 西伯郡淀江町大字富繁二一六
 〃 高西悦郎 西伯郡淀江町大字小波七八五
 〃 渡辺 豊 米子市泉四六八
 〃 青木茂人 米子市尾高一七一九
 監事 齊藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七
 〃 植田 一良 西伯郡淀江町大字福井二二二

平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 淳 西伯郡淀江町大字富繁一三三
 〃 湊 秀雄 西伯郡淀江町大字西原四八九
 〃 後藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江六三〇
 〃 富田 享 西伯郡淀江町大字西原六九二
 〃 吉岡 要二郎 西伯郡淀江町大字西原六一〇
 〃 手島 欣一 西伯郡淀江町大字西原一〇五一―一
 〃 長谷川 晴久 西伯郡淀江町大字稲吉一四七一―一
 〃 遠藤 真生 西伯郡岸本町小町五五
 〃 野津 博 西伯郡淀江町大字稲吉八九
 〃 松原 義春 西伯郡淀江町大字福頼二八〇
 〃 松原 薫 西伯郡淀江町大字平岡四四
 〃 山根 友義 西伯郡淀江町大字富繁二一六
 〃 高濱 邦夫 西伯郡淀江町大字小波八五九
 〃 渡辺 豊 米子市泉四六八
 〃 青木茂人 米子市尾高一七一九
 監事 齊藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七
 〃 植田 一良 西伯郡淀江町大字福井二二二

平成十年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 林 原 茂 樹 西伯郡名和町大字倉谷五八一
 〃 二宮 正博 西伯郡名和町大字豊成一三三八
 〃 徳 永 幹 西伯郡名和町大字倉谷五九七一
 〃 二宮 靖徳 西伯郡名和町大字豊成二五八一
 〃 河村 貢太郎 西伯郡名和町大字東坪二四六五一
 〃 美 甘 和 幸 西伯郡名和町大字門前一三三五
 〃 影 山 宏 明 西伯郡名和町大字門前九八八一
 〃 吉 川 敏 治 西伯郡名和町大字加茂一五九二―八
 〃 林 原 徹 郎 西伯郡名和町大字門前八六
 〃 高 虫 寛 西伯郡名和町大字茶畑一三一―二
 〃 國 岡 勘 作 西伯郡名和町大字高田二五四五
 〃 佐 谷 勉 西伯郡名和町大字高田二〇五五
 〃 松 田 新 太 郎 西伯郡名和町大字御来屋一〇九〇
 監事 桑 本 茂 幸 西伯郡名和町大字高田六二八
 〃 林 原 繁 康 西伯郡名和町大字豊成一〇一九
 〃 岡 本 孜 西伯郡名和町大字御来屋一五四―五

平成十年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 林 原 茂 樹 西伯郡名和町大字倉谷五八一
 - 〃 二 宮 正 博 西伯郡名和町大字豊成一三三八
 - 〃 德 永 幹 西伯郡名和町大字倉谷五九七一
 - 〃 二 宮 靖 徳 西伯郡名和町大字豊成二五八一
 - 〃 河 村 貢 太 朗 西伯郡名和町大字東坪二四六五一
 - 〃 山 脇 喜 代 志 西伯郡名和町大字門前一〇九五
 - 〃 影 山 宏 明 西伯郡名和町大字門前九八八一
 - 〃 吉 川 敏 治 西伯郡名和町大字加茂一五九二一八
 - 〃 林 原 徹 郎 西伯郡名和町大字門前八六
 - 〃 高 虫 寛 西伯郡名和町大字茶畑一三一一二
 - 〃 古 好 篁 行 西伯郡名和町大字高田二四三九
 - 〃 佐 谷 勉 西伯郡名和町大字高田二〇五五
 - 〃 松 田 新 太 郎 西伯郡名和町大字御来屋一〇九〇
 - 監事 國 谷 剛 西伯郡名和町大字富長六六一
 - 〃 小 藪 正 明 西伯郡名和町大字小竹三二四
 - 〃 岡 本 孜 西伯郡名和町大字御来屋一五四一五
- 平成十年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百八十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字長畑ケ四九六、四九六の一、四九七、字八山九六四の八、字古宮九八九、字経ノ尾九九〇、字小谷九九四、九九五、九九七、九九八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字粟原一五五一から一五五三、一五五六、一五六二、一五六六、一五七六、字小谷一五八四、一五八六、字割岩一五九四、一五九五、字小谷口一六〇五、一六〇八、一六一三、一六一八、字三舟一六三二、一六三四、一六三七、一六三八、字新四郎墓一六四五、一六四七、一六四八、一六六二、字三舟山二五八七の

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
2	倉見 明人	八頭郡八東町大字三浦二三	種穂の採取並びに幼苗及び木の育成	倉見明人苗畑	八頭郡八東町大字三浦二三
5					
9					

鳥取県告示第三百八十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による加入区の指定を次のとおり変更したので、同条第六項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

変 更 前		変 更 後	
加入区 の名称	加入区 の区域	加入区 の名称	加入区 の区域
賀露加入区	鳥取市の区域		
酒津加入区	気高郡気高町大字酒津、 大字宝木及び大字奥沢見 の区域		
浜村加入区	気高郡気高町大字八束水 及び大字浜村の区域	鳥取中央加入 区	鳥取市並びに気高郡気高町 及び青谷町の区域
夏泊加入区	気高郡青谷町大字青谷 (夏泊を除く。)の区域		
青谷加入区	気高郡青谷町大字青谷 (夏泊を除く。)、大字井 手及び大字長和瀬の区域		

鳥取県告示第三百八十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	指定漁船調査の縦覧
発起人の住所及び氏名	
加入区 の名称	
漁船損害等補償法第百 十三条第一項の申出の 相手方となる漁業協同 組合の名称	
場 所	
期 間	
鳥取市賀露町一三九三 岸 重成 鳥取市賀露町三二一五 兜金 俊男	鳥取中央加入区 鳥取中央漁業協同組合 鳥取中央漁業協 同組合
	平成十年五月二十二日 から同年六月五日まで

鳥取県告示第三百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成十年三月二十六日 鳥取県指令米土維十第四十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市馬場崎町
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市東倉吉町五八
株式会社エスシーサービス
代表取締役専務 井田英夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十年五月二十五日(月)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 第十八回参議院議員通常選挙について

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり告示する。

平成10年 5月22日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
鳥取県知事

- 2 事業の種類

一般国道180号改築工事(米子バイパス・米子市陰田町地内から同市新山地内まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成10年 4月28日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

所在地	地番	地目		地積 (m ²)		氏名	住所	土地に關して權利を有する關係人	
		土地登記簿上のもの	現況	実測	採用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (m ²)			氏名	住所
米子市陰田町	1490-4	畑	竹林	477.35	477.35	谷本隆一郎 門脇明子 谷本賢二 遠藤理恵 遠藤広樹 黒見智枝子 田口恵一郎 田口彰子	米子市車尾1278-9 米子市上福原四丁目4番5号 千葉県原市青葉台六丁目5-8 米子市尾高868-1490-1 米子市尾高868 兵庫県出石郡出石町分199-3 米子市角盤町二丁目39 神奈川県横浜市区上飯田町2670 県営いちよう団地11棟505号	なし	
〃	1490-5	畑	竹林	314.23	314.23	同上	同上	なし	
〃	1496-3	畑	竹林	88.99	88.99	同上	同上	なし	
〃	1496-4	畑	竹林	1.39	1.39	池本潔明	米子市陰田町1459	なし	
〃	1498-2	山林	竹林	1,067.23	1,067.23	谷本隆一郎 門脇明子 谷本賢二 遠藤理恵 遠藤広樹 黒見智枝子 田口恵一郎 田口彰子	米子市車尾1278-9 米子市上福原四丁目4番5号 千葉県原市青葉台六丁目5-8 米子市尾高868-1490-1 米子市尾高868 兵庫県出石郡出石町分199-3 米子市角盤町二丁目39 神奈川県横浜市区上飯田町2670 県営いちよう団地11棟505号	なし	
〃	1727	溜池	原野	115	114.37	不明		なし	
〃	1728	田	原野	46	63.46	谷本隆一郎 門脇明子 谷本賢二 遠藤理恵 遠藤広樹 黒見智枝子 田口恵一郎 田口彰子	米子市車尾1278-9 米子市上福原四丁目4番5号 千葉県原市青葉台六丁目5-8 米子市尾高868-1490-1 米子市尾高868 兵庫県出石郡出石町分199-3 米子市角盤町二丁目39 神奈川県横浜市区上飯田町2670 県営いちよう団地11棟505号	なし	
〃	1729-2	田	原野	211	211.89	不明		なし	
〃	1779	溜池	原野	118	156.29	不明		なし	

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成10年5月22日</p> <p>鳥取県収用委員会 会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期 日 平成10年5月25日（月）午後2時</p> <p>2 場 所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター 3階 第2会議室</p> <p>3 件 名 一般国道180号改築工事（米子バイパス・米子市陰田町地内から同市新山地内まで）</p>	<p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契 約 価 格 143,440,185円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(6) 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部署の名称及び所在地 鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220</p>
<p style="text-align: center;">調 達 公 告</p> <p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年5月22日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 昌 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム一式</p> <p>(2) 契 約 方 式 随意契約</p> <p>(3) 契 約 日 平成10年4月1日</p>	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】